

浜松市介護保険要介護認定資料等の開示に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市個人情報保護条例施行規則(平成16年浜松市規則第34号第20条)の規定に基づき、介護保険の要介護認定等に係る資料(以下「資料」という。)の本人等に対する開示に関し、必要な事項を定める。

(開示対象資料)

第2条 開示の対象とする資料は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第3号の主治医意見書は、第8条の規定により主治医に照会のうえ、開示すべきではないと判断した場合は、内容の一部又は全部を開示しないことができる。

(1) 認定調査票(マークシート)

ただし、地方公務員法第2条に規定する地方公務員以外の調査実施者個人が特定される部分を除く。

(2) 認定調査票(特記事項)

(3) 主治医意見書

(4) 介護認定審査会結果報告書

(開示請求者の範囲)

第3条 資料の開示は、次の各号に掲げる者(以下「請求者」という。)に対して行うものとする。

(1) 本人

(2) 本人が成年被後見人である場合は成年後見人

(3) 本人から資料開示の請求に関する同意を受けた者

2 前項の本人が死亡している場合は、次の各号に掲げる者に対して行う。

(1) 当該本人の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者(以下「遺族」という。)

(2) 遺族が未成年者の場合は、親権者・後見人・特別代理人及び児童福祉施設の長

(3) 遺族が成年被後見人である場合は成年後見人

(4) 遺族から資料開示の請求に関する同意を受けた者

(資料開示の請求)

第4条 前条に掲げる者が資料開示の請求をする場合は、要介護認定等の資料開示に係る請求書(第1号様式)(以下「資料開示請求書」という。)を提出することによって行うこととする。

2 前項の資料開示の請求にあたっては、当該請求者に浜松市介護保険要介護認定資料等の開示を請求される方へのお知らせ(別紙)を配布するとともに、次の各号に掲げる事項を説明するものとする。

(1) 主治医に対して事前に意見を求める旨

(2) 主治医意見書の内容に係る照会については対応できない旨

(3) 資料開示の方法について

(4) 資料開示までの標準的な所要日数について

(5) 資料開示の請求に必要な書類について

3 当該請求者の本人確認は、次に掲げる書類(有効な原本に限る。)の提出又は提示を求めて行う。ただし、書類の提示をもって確認した場合は、本人の了解を得て提示された書類の写しをとるものとする。

(1) 次のうちいずれか1点

運転免許証、旅券(パスポート)、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運転管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員等)、古物行商許可証、無線従事者免許証、官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書(写真の貼付及び生年月日の記載があるもの)

(2) 次のいずれか2点(少なくともAを1点含めること)

A 健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、共済組合員証、老人医療受給者証、厚生年金保険年金証書(手帳)、厚生年金保険年金証書(手帳)、船員保険年金証書(手帳)、国民年金年金証書(手帳)、共済年金証書、恩給証書、身体障害者手帳、請求書に押印した印の印鑑登録証明書

B 次のうち写真が貼ってあるもの

会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書

4 法定代理人の本人確認は、前項に掲げる書類及び次に掲げる書類のうち以上の書類の提出又は提示を求めて行うものとする。

(1) 戸籍の全部事項証明又は個人事項証明

(2) その他法定代理関係を確認し得る書類

5 任意代理人の確認は、第3項に掲げる書類で確認することとする。ただし、弁護士の本人確認は、日本弁護士連合会会則第29条第2項に定める弁護士の帯用する記章及び登録番号の提示並びに日本弁護士連合会又は所属弁護士会発行の身分証明書の提示により行う。ただし、身分証明書の提示がない場合は、第3項に掲げる書類で確認することとする。

(資料の開示)

第5条 市長は前条の請求があったときは、第4項に該当する場合、介護認定審査会の審査判定が終了していない場合、その他特段の理由がある場合を除き、速やかに請求に係る資料を開示するものとする。

2 前項の資料の開示は、資料の閲覧又は資料の写しの交付により行うものとする。

3 前項により交付する写しの部数は、同一請求者につき1部とする。

4 請求者が第3条に該当する場合で、主治医の意見照会を行うまでの間にあつては、第1項の資料の開示について、その資料の一部又は全部について行うことができない。

(資料開示請求書の受理)

第6条 資料開示請求書を受理した場合は、受付日付印を押印し、請求者に資料開示請求書の控えを手渡すこととする。

(資料開示の場所)

第7条 資料開示の場所は、介護保険担当課長が指示する場所で行う。

(主治医への照会)

第8条 市長は、第4条第1項の請求を受理したときは、主治医に対して主治医意見書の開示について(照会)(第2号様式)に回答期限を記入し、主治医意見書の開示について(回答)(第3号様式)当該主治医意見書の写し及び切手を貼付した返信用封筒を添えて、主治医意見書の開示の適否について郵送等により照会することとする。

(開示、部分開示又は不開示の決定)

第9条 主治医から前条の照会についての回答があった場合において、その回答を尊重したうえで開示、部分開示又は不開示の決定をすることとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該主治医意見書については不開示とする。

(1) 前条第1項の規定による回答期限内に当該主治医から回答がなかった場合は、電話等により回答の要請をしてもなお回答が得られない場合。ただし、遅延に相当な事由が認められる場合は除く。

(2) 医療機関等の廃止及び主治医の転勤等の事情により、当該主治医に対して前条第1項の照会を行うことができない場合

(3) 前条第1項の照会の結果、送達不能で返戻された場合において、当該医療機関等を管轄する都道府県保険主管課(部)に確認してもなお当該医療機関等の所在が確認できない場合

(開示又は部分開示の場合の連絡及び交付方法)

第10条 前条の開示又は部分開示の決定を行ったときは、介護保険要介護認定資料等の開示についてのお知らせ(第4号様式)を親展扱いで郵送等により速やかに請求者に送付するものとする。ただし、当該介護保険要介護認定資料等の開示についてのお知らせを発送した日から30日を経過しても当該請求者が来庁又は連絡しない場合は、資料の写しは破棄するものとする。

2 当該請求者が来庁し、第2条の規定による資料の写しの交付を受けようとするときは、介護保険要介護認定資料等の開示についてのお知らせを提示し、第4条第3項の書類を提出又は提示し、これを行うものとする。ただし、当該書類の写しがある場合は、それにより、請求者本人であることの確認を行うことができる。

3 当該資料の写しを交付する場合は、請求者から資料開示請求書に署名を受け行うものとする。

(不開示)

第11条 第9条の規定による不開示の決定を行ったときは、介護保険要介護認定資料等の不開示について(第5様式)を速やかに当該請求者に送付するものとする。

(不存在)

第12条 資料開示の請求があった資料について、調査してもなお存在が確認できない場合は、不存在とし、介護保険要介護認定資料等の不存在について(第6号様式)を速やかに当該請求者に送付するものとする。

(遺族からの資料開示の請求)

第13条 遺族からの資料開示の請求があった場合は、第4条第1項から第3項、第6条、第10

条及び第12条の規定を準用する。

2 前項の資料開示の請求があった場合は、第4条第3項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類のうちいずれかの提出を求めるものとする。

(1) 戸籍謄本(抄本)

(2) 住民票(除票)

(3) 死亡診断書

3 第1項による主治医意見書の写しを交付する場合は、主治医に介護保険要介護認定資料等の開示について(お知らせ)(第7号様式)により速やかに通知するものとする。

(標準業務処理期間)

第15条 資料開示請求書を受理してから開示等の連絡及び交付に至るまでの業務処理期間は、30日以内とする。

2 前項の期間を越える場合は、当該請求者に介護保険要介護認定資料等の開示について(延長のお知らせ)(第8号様式)により通知するものとする。

(受付及び処理経過簿)

第16条 請求の受付から開示の連絡及び交付に至るまでの処理経過については、その都度、受付及び処理経過簿(第9号様式)に記載し、進捗状況を把握するものとする。

(請求の期間)

第17条 この要綱による資料開示の請求は、開示対象となった資料に係る要介護・要支援認定の通知が行われた月の月末の翌日から起算して5年以内とする。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

要介護認定等の資料開示に係る請求書

受付整理番号 _____

令和 年 月 日提出

(あて先)
浜松市長 鈴木 康友

請求者欄	氏名	フリガナ _____ <div style="text-align: right;">(印)</div>	男 女	生年月日	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月 日生	
	住所	〒 _____ (マンション、アパート名、室、番号等)			電話番号	
	被保険者との関係	1 本人 2 法定代理人 3 弁護士 4 任意代理人 5 遺族				
	開示を希望する場所	(中・東・西・南・北・浜北・天竜) 区役所 (引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山) 協働センター				
	* 遺族の氏名及び生年月日	フリガナ _____			1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月 日生	

「氏名」欄は、請求者本人が署名してください。
 なお、本人確認書類に印鑑登録証明書を提出する場合のみ登録されている印を押印してください。
 (その他の場合は、押印の必要はありません。)
 「住所」欄は、マンション、アパート名等まで詳しく記入してください。
 * 印欄は、請求者が遺族の法定代理人又は遺族から同意を受けた任意代理人の場合のみ記入してください。

次のとおり要介護認定等の資料の開示を請求します。

被保険者欄	被保険者番号					
	氏名	フリガナ _____	男 女	生年月日	1 明治 2 大正 3 昭和 年 月 日生	
	住所	〒 _____ (マンション、アパート名、室、番号等)			電話番号	

請求者が本人の場合は、「氏名、性別、生年月日及び住所」欄の記入の必要はありません。

請求する資料及び方法	審査年月	平成	年	月	日	審査年月	平成	年	月	日
		令和					令和			
認定調査票(マークシート)										
認定調査票(特記事項)										
主治医意見書										
認定審査会結果報告書										

受付日付印

受領者署名	
-------	--

受領のときに御記入ください。

受付整理番号

令和 年 月 日

(主治医氏名)

.....様

浜松市長 鈴木 康友 印

主治医意見書の開示について(照会)

平素から、市政及び介護保険事業の実施に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、主治医意見書につきましては、診療上等への支障が生じない場合には、被保険者本人等へ「浜松市個人情報保護条例」の規定に基づきこれを開示しているところです。

つきましては、下記のとおり主治医意見書の開示に係る請求がありましたので、別添の主治医意見書を開示することにより、本人が傷病名等を知った場合、診療上等に支障が生じるか否かについて、御意見をいただきたくお願いいたします。

御回答にあたりましては、別紙「主治医意見書の開示について(回答)」により、令和 年 月 日()までに御回答くださいますようよろしくお願いいたします。

回答書中、開示の適否欄については、当該主治医意見書を開示することにより本人の診療上等への支障が生じない場合については「開示」、診療上等への支障が生じる部分を伏して開示する場合には「部分開示」、当該主治医意見書を開示することにより診療上等支障が生じる場合については「不開示」と区分しております。

なお、部分開示の場合については、不開示部分を油性ペン等で消してその写しを同封してください。

記

受付日	請求者区分	請求者氏名	被保険者氏名
令和 年 月 日	1.本人 2.法定代理人 3.弁護士 4.任意代理人 5.遺族		

【担当】

区役所等名

課係等名

氏 名

電話番号

令和 年 月 日

（あて先）
浜松市長 鈴木 康友

医療機関等名 _____

主治医名 _____ (印)

主治医意見書の開示について（回答）

令和 年 月 日付け受付整理番号 _____ で照会のありました被保険者
様に係る標記のことに付いて、下記のとおり回答します。

記

意見書記入日	開示の適否の区分
平成 令和 年 月 日	1.開示 2.部分開示 3.不開示
平成 令和 年 月 日	1.開示 2.部分開示 3.不開示

なお、部分開示の場合には、当該不開示部分を消し込んだ主治医意見書を添付しております。

意見書記入日	平成 令和 年 月 日
(部分開示・不開示の理由) 部分開示・不開示の場合は必ず御記入ください。	
意見書記入日	平成 令和 年 月 日
(部分開示・不開示の理由) 部分開示・不開示の場合は必ず御記入ください。	

(請求者)

令和 年 月 日

_____様

浜松市長 鈴木 康友 印

要介護認定等の資料開示についてのお知らせ

令和 年 月 日付けで請求がありました要介護認定等の資料開示については、下記のとおり開示することとしましたのでお知らせします。

記

- 1 開示日 令和 年 月 日
- 2 開示場所 _____区役所長寿保険課 _____協働センター介護保険担当課
- 3 開示する資料及び方法

被保険者名 _____様

審査年月日	平成 令和	年	月	日	審査年月日	平成 令和	年	月	日
認定調査票(マークシート)					認定調査票(マークシート)				
認定調査票(特記事項)					認定調査票(特記事項)				
主治医意見書					主治医意見書				
認定審査会結果報告書					認定審査会結果報告書				

4 部分開示の理由

審査年月日	平成 令和	年	月	日	審査年月日	平成 令和	年	月	日

注1 来庁のときは、請求者本人であることを証明できる書類に併せて、この「要介護認定等の資料開示についてのお知らせ」を提示してください。

注2 このお知らせを発送した日から30日を経過しても、来庁(連絡)がない場合は、認定等の資料の写しは破棄しますので御了承ください。

注3 主治医意見書の内容についての照会に対しては、お答えすることができませんので御了承ください。

【担当】

区役所名等 _____

課係等名 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(請求者)

令和 年 月 日

_____様

浜松市長 鈴木 康友 印

要介護認定等の資料の不開示について

令和 年 月 日付で請求がありました資料開示については、下記の資料は不開示とすることにしましたのでお知らせします。

記

1 不開示資料

被保険者名 _____様

審査年月日	平成 令和	年	月	日	審査年月日	平成 令和	年	月	日
認定調査票(マークシート)					認定調査票(マークシート)				
認定調査票(特記事項)					認定調査票(特記事項)				
主治医意見書					主治医意見書				
認定審査会結果報告書					認定審査会結果報告書				

2 不開示の理由

審査年月日	平成 令和	年	月	日	審査年月日	平成 令和	年	月	日

注1 御質問等がある場合は、請求をされた各区役所担当課までお問い合わせください。

注2 主治医意見書の内容についての照会に対しては、お答えすることができませんので御了承ください。

[担当]

区役所名等 _____

課係等名 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

受付整理番号 _____

令和 年 月 日

(請求者)

_____様

浜松市長 鈴木 康友 [印]

要介護認定資料等の不存在について

令和 年 月 日付けで資料開示の請求がありました資料については、調査しましたが、その存在が確認できませんでした。

記

1 不存在の資料

被保険者名 _____様

審査年月日	平成 令和	年	月	日	審査年月日	平成 令和	年	月	日
認定調査票(マークシート)					認定調査票(マークシート)				
認定調査票(特記事項)					認定調査票(特記事項)				
主治医意見書					主治医意見書				
認定審査会結果報告					認定審査会結果報告				

2 不存在の理由

審査年月日	平成 令和	年	月	日	審査年月日	平成 令和	年	月	日

[担当]

区役所名等 _____

課係等名 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

受付整理番号
令和 年 月 日

（主治医）

.....様

浜松市長 鈴木 康友

印

主治医意見書の開示について（お知らせ）

平素から、市政及び介護保険事業の実施に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、主治医意見書につきましては、診療上等への支障が生じない場合には、被保険者本人等へ、「浜松市個人情報保護条例」の規定に基づきこれを開示しているところですが、被保険者本人が死亡している場合には、当該被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者から資料開示の請求があったときについても、同様に開示しているところです。

つきましては、下記のとおり主治医意見書の資料開示の請求がありましたので、別紙の主治医意見書の写しを令和 年 月 日付けで請求者あて開示することにしましたのでお知らせします。

記

受付日	請求者区分	請求者氏名	被保険者氏名
令和 年 月 日	1.本人 2.法定代理人 3.弁護士 4.任意代理人 5.遺族		

参考

浜松市個人情報保護条例の抜粋

第2条（定義）

(3)個人情報 生存する個人情報であって、.....

【解説】「生存する個人に関する情報」とは、この条例が本人の権利利益の保護を目的とするものであることから、死者に関する情報はこの条例の対象とならないとするものです。

【担当】

区役所等名.....

課係等名.....

氏 名.....

電話番号.....

第8号様式(第15条関係)

受付整理番号_____

令和 年 月 日

(請求者)

_____様

浜松市長 鈴木 康友 印

介護認定審査会資料等の資料開示について(延長のお知らせ)

令和 年 月 日付けで請求がありました下記の資料に付きましては、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

記

1 延長する資料

被保険者名 _____様

審査年月日	平成 令和 年 月 日	審査年月日	平成 令和 年 月 日
認定調査票(マークシート)		認定調査票(マークシート)	
認定調査票(特記事項)		認定調査票(特記事項)	
主治医意見書		主治医意見書	
認定審査会結果報告書			

2 延長の期間及び理由

審査年月日	平成 令和 年 月 日	審査年月日	平成 令和 年 月 日
延長の期間	令和 年 月 日まで	延長の期間	令和 年 月 日まで
延長の理由		延長の理由	

[担当]

区役所名等 _____

課係等名 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

第9号様式(第16条関係)

資料開示受付・処理経過簿

整理番号	受付日	請求者名	被保険者番号・氏名	請求書類	開示方法	主治医				延長通知日 延長期日	決定日	決定の内容				実施日	備考()
						照会日	再照会日	回答日	通知日			開示	部分開示	不開示	不存在		
				マークシート	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				特記事項	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				意見書	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				会議録	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				マークシート	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				特記事項	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				意見書	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				会議録	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				マークシート	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				特記事項	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				意見書	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				会議録	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				マークシート	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				特記事項	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				意見書	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		
				会議録	閲覧 複写							開示	部分開示	不開示	不存在		

部分開示・不開示の場合は、その理由を備考欄に記載すること。